

鉄道業の事業適応の実施に関する指針案について (概要)

令和6年2月16日
国土交通省
鉄道局

1. 背景

世界的に脱炭素化に向けた動きが加速化しており、我が国においても、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」が宣言された。環境にやさしい鉄道は、我が国のカーボンニュートラルを支えるインフラとして期待され、エネルギー効率の更なる向上や動力の非化石転換など、環境性能を一層向上させていくことが求められている。

こうした中で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）では、事業者が、事業の生産性を相当程度向上させること等を目指して行う当該事業の変更であって、エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの（以下「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）等を「事業適応」と定義している。

鉄道業においても、カーボンニュートラルの実現に向け、その特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められることから、法第21条の14の規定に基づき、当該事業適応の実施に関する指針を定めることとする。

2. 概要

①基本認識

鉄道業の産業構造や我が国経済における位置付けに加え、鉄道業を取り巻く環境の変化（カーボンニュートラルに向けた動き）について概説することとする。

②指針策定の必要性

事業環境の変化に対応し、計画的なカーボンニュートラル投資を行うための基本的方向性を示すことにより、我が国の鉄道業の事業適応を促すために実施指針を策定することを定める。

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

鉄道業におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の基本的方向性を定めることとする。

④エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件

法第2条第13項に規定する生産工程効率化等設備の要件について定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年3月下旬

施 行：令和6年4月1日